



# おおうち

第334号  
R5. 11. 15  
発行：市民  
サービス課

## ◎秋の火災想定訓練を実施

11月5日（日）、消防大内分団による火災想定訓練が川口町内（大内三川字熊野田地内）で開催されました。

訓練は、折からの乾燥と強風により住宅火災が発生し、近隣の住宅に飛び火したという想定で実施。参加した消防団員が連携し、消火訓練を行いました。参加した消防団員が消火活動の際の動きや消火器具の使用方法を再確認しました。これから冬期間に入り、火を取り扱う機会が多くなります。十分に注意してください。



### 消防団員を募集中です！

地域の防災体制の強化が必要です。  
あなたの手カラを貸してください。



- ・入団資格 由利本荘市内に居住、勤務している方  
年齢18歳以上の健康な方

【問い合わせ先】市民サービス課振興班 電話65-2211

## 一般介護予防教室「介護予防のための日常生活運動」ご案内

住み慣れた地域で元気に生き生きと自分らしい暮らしを続けるために、日常生活で実践できる運動について楽しみながら体験してみませんか。イスに座りながら無理のない範囲で参加できます。

- 日時： 12月4日（月）午前10時～11時30分  
 場所： 大内農村環境改善センター  
 対象： 由利本荘市の65歳以上の方・運動に支障のない方  
 持ち物： 運動のできる服装、内ズック、飲み物、タオル  
 内容： 【運動】「介護予防のための日常生活運動」  
 講師 スポーツコンサルタント（有）シバタ  
 健康運動指導士 柴田 栄宜 氏  
 申込期間： 11月30日（木）まで（定員：30名）



【申込・問い合わせ先】由利本荘市北部地域包括支援センター 電話74-6888 FAX74-6887

## 特設人権相談所を開設します

日常生活において起こりうる様々な人権問題について解決の手助けをします。お気軽にご相談ください。

- 日時・場所 12月1日（金）午前10時～午後3時 岩谷会館  
 人権擁護委員：藤原 俊子さん（葛岡）  
 菊地 久昭さん（岩野目沢）  
 田口 松雄さん（大内三川）



【問い合わせ先】秋田地方法務局本荘支局 電話22-1200

## 行政相談所開設のお知らせ

今月は次の日程で会場を設けて相談を受け付けます。相談は無料で秘密は厳守されます。お気軽にご利用ください。

- 日時 11月25日（土）午前9時～11時30分  
 場所 大内総合支所 相談室2（日直窓口隣）  
 行政相談委員 東海林 一郎 さん（小増沢）

- ・個室での対応のためマスクの着用をお願いします
- ・相談時間は1件15分程度とさせていただきます

【問い合わせ先】市民サービス課市民福祉班 電話65-2806

## 遺跡の現地調査について～教育委員会よりお知らせ～

遺跡地図作成のため、現地調査を行っています。今年度の対象は下川大内地域です。腕章を付けた調査員が耕作地や山林等を歩きます。ご理解とご協力をお願いします。

期間 11月下旬～12月末予定

【問い合わせ先】市教育委員会生涯学習課文化財保護室 電話32-1337



## 道路除雪に際してのお願い

厳しい冬期間の除雪作業を円滑に実施するためには、住民の皆様のご協力がなければできません。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

### 1. 市道の除雪要望は町内会長へ

市道に関する除雪要望は各町内会長へ連絡願います。確認し状況に応じた除雪作業を行います。

### 2. 路上駐車はやめよう！！

路上駐車は除雪作業の妨げになり、また排除された雪による車輛損傷の恐れがありますので、路上駐車はやめましょう。

待避所も除雪区域ですので、個人の駐車場としての利用はやめましょう。



### 3. 出入口の除雪への協力



除雪後に、各家庭の出入口を雪でふさいでしまうことがあります。申し訳ございませんが、出入口の雪の処理は各家庭で対応下さるようにご協力をお願いします。

屋根から道路に滑り落ちた雪についても各家庭で取り除くとともに、屋根に滑り止めを付けるなどの防止策へご協力をお願いします。

また、「除雪車が来て持って行ってくれるだろう」という考えで、宅地内の雪を道路に出されますと、除雪作業の遅れにつながり、更には通行の障害となる危険な行為で、事故の原因となった場合には責任が問われる恐れがありますので、絶対にやめましょう。

※道路への雪出しは「道路交通法第76条第4項第7号」で禁じられています。

### 4. 道路上の支障物件は道路外へ撤去

占用許可を受けないで、道路上に構造物等を放置されるケースが散見されますが、除雪の支障となるほか、見えないことから雪と一緒に処理される恐れがありますので、速やかに撤去するなどしましょう。

除雪作業に支障をきたす立ち木の枝等がある場合には、撤去や処理をお願いします。

### 5. 流雪溝以外の道路側溝等に投雪しない

流雪溝以外の道路側溝等への投雪はやめましょう。捨てた雪のために流れがせき止められ、水が道路にあふれ出す可能性があります。これにより路面が凍結し、スリップ等重大な事故につながり大変危険です。

### 6. 除雪車に近づかない

除雪車は作業上、前進後退を繰り返すことが多く、除雪車付近は大変危険です。十分な車間距離をとって通行してください。

同様に除雪車を追い越す場合も無理な追い越しをしないようお願いします。



◎問い合わせ先 大内総合支所産業建設課・TEL 65-2802